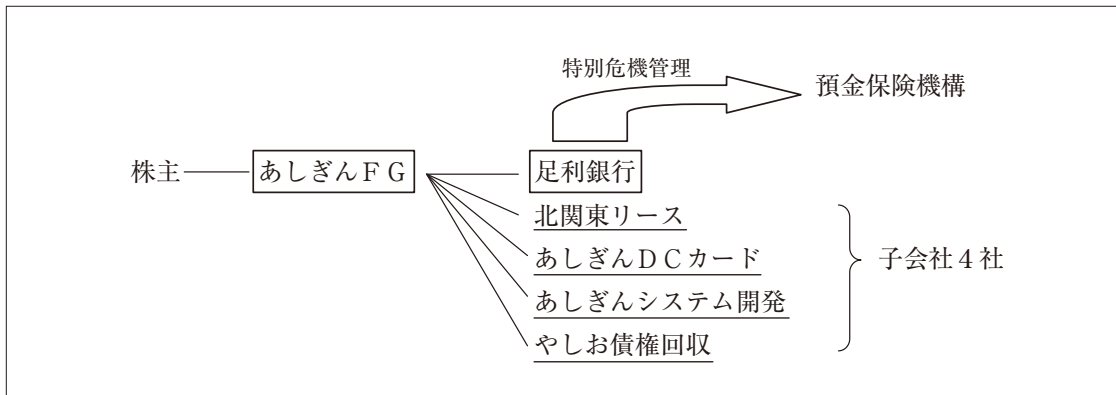


第3章 銀行持株会社の破綻処理のケーススタディ

松下淳一



1 事実関係

(1) 時系列

平成15年3月に、まず(株)足利銀行・北関東リース(株)の共同株式移転により(株)あしぎんフィナンシャルグループ(以下「あしぎんFG」)が設立され、次に(株)あしぎんディーシーカード(以下「あしぎんDCカード」)、あしぎんシステム開発(株)、及びやしお債権回収(株)が子会社化された。

あしぎんFGは、銀行持株会社として、足利銀行と、北関東リース・あしぎんDCカード、あしぎんシステム開発・やしお債権回収(以下「子会社4社」)の経営管理をするものとされた。あしぎんFGは、足利銀行及び子会社4社から経営管理手数料・株式配当金を受領し、他方で足利銀行に対して業務委託料・あしぎんFGの本店建物賃借料を支払う関係にあった。

平成15年11月29日に、足利銀行は、預金保険法102条1項3号措置の必要性の認定(特別危機管理開始決定(第3号措置⁽¹⁾))を受けた。翌30日に、東京証券取引所はあしぎんFGを監理ポスト銘柄に移した。

同年12月1日に、預金保険機構は、預金保険法112条1項にもとづき、足利銀行の全発行済株式を取得し、あしぎんFGの銀行持株会社としての認可は失効した。同年12月25日に、

(1) 預金保険法111条から119条による特別危機管理銀行の株式の取得等の措置。

あしぎん FG は、更生手続開始の申立てをし、東京地裁は、同日保全管理命令を発した。

平成 16 年 1 月 26 日に、あしぎん FG は、東証第一部上場廃止となった。同年 3 月 31 日に、あしぎん FG について更生手続開始の決定がされ、翌平成 17 年 3 月 28 日に、更生計画認可の決定がされた。同年 12 月 26 日に、更生計画に基づいて、東京地裁の許可を得て解散し、翌平成 18 年 3 月 16 日に、あしぎん FG の更生手続終結の決定がされた。

平成 20 年 7 月 1 日に、足利銀行の株式は、(株)足利ホールディングス(野村フィナンシャル・パートナーズ(株)及びネクスト・キャピタル・パートナーズ(株)を中心に構成される企業連合)に譲渡され、特別危機管理が終了した。

(2) あしぎん FG の更生手続開始の申立ての経緯

あしぎん FG は、足利銀行の特別危機管理により、足利銀行からの経営管理手数料の支払を受けられなくなるおそれがあり、また子会社 4 社の業務は足利銀行の業務と密接な関連があるため、グループが離散すれば各子会社の効率的な事業経営が阻害されるおそれがあった。さらに、上場廃止による信用不安発生のおそれや、また資金繰り破綻の可能性があった。

同じく足利銀行の特別危機管理により、足利銀行の経営権限を失ったあしぎん FG の経営陣(実際には足利銀行の経営陣と相当程度重複)が、足利銀行と子会社 4 社との利害調節を図り、あしぎん FG の再建を図ることは極めて困難であった。

あしぎん FG の更生手続開始申立ての目的は、①あしぎん FG の事業破綻を回避して、子会社 4 社の事業存続(及び事業譲渡)を図ること、②子会社 4 社と足利銀行との利益を適切に調整し、あしぎん FG の資産劣化を防ぎ、債権者・株主の権利保護を最大限図ることであった。

倒産処理の各手法の中で、法的整理、しかも更生手続が選択されたのは、以下の事情によると推測される。即ち、あしぎん FG の株主の相当数はもともと足利銀行の株主であって株式移転によりあしぎん FG の株主となったものが多い。任意整理や再生手続では株主の地位をその同意なしに奪うことができず、これらの手続による限り、株主の権利行使により倒産処理が混乱するおそれがある。他方で、更生手続であれば(あしぎん FG は資産超過であったので株主に議決権は認められる(会社更生法 166 条 2 項)とはいえ)、管財人が一元的に財産管理処分権・事業遂行権を把握でき、上記①②の目的の達成が可能となるからである、と推測される。

(3) あしぎん FG の更生計画の概要

あしぎん FG は、更生会社としては異例なことに資産超過であったために、更生担保権・一般更生債権は、全額を認可決定直後に一括弁済し、優先株式に対しては金銭配当をし、普通株

式には配当ゼロ、0.1%に減資、子会社4社の処理が完了したら解散、という内容であった⁽²⁾。

(4) 子会社4社の帰趨

①北関東リース

平成17年1月27日に、オリックス(株)に全株式を譲渡した。その後、足利銀行がオリックスから北関東リースの株式の5%を取得した。

②やしお債権回収

平成17年4月11日に、(株)リサ・パートナーズに全株式を譲渡した。

③あしぎんシステム開発

平成17年4月20日に、足利銀行に全株式を譲渡した。

④あしぎんDCカード

平成17年10月5日に、足利信用保証(株)(足利銀行の子会社)に全株式を譲渡した。

2 検討—特別危機管理のあり方

(1) 現行預金保険法の立場

現在の預金保険法は、救済側に立つ銀行持株会社については規定を設けている一方で、破綻金融機関の銀行持株会社については何も規定を設けていない。足利銀行に係る特別危機管理の事例から明らかなように、銀行持株会社の子会社である銀行が破綻して預金保険法にもとづく株式の取得(3号措置)が行われると、当該銀行と銀行持株会社及びその子会社(当該銀行を除く)との資本関係は消滅し、経営の一体性を持株関係で担保することはできなくなる。

(2) 現行預金保険法についての評価

①肯定的評価

預金保険法は、「預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資すること」(預金保険法1条)を目的とするから、特別危機管理も破綻金融機関の預金者保護や信用秩序の維持のみを考慮すれば足り、銀行持株会社

(2) 清水直『プロが語る企業再生ドラマ』(銀行研修社、2008年)248頁。

さらに破綻金融機関以外の子会社を特別危機管理に取り込む必要はない、とも考えられる。これが現行法の立場であろう。

②批判的評価

破綻金融機関の経営陣が銀行持株会社の経営陣と実質的に重複することが多いとすると、当該経営陣が銀行持株会社の経営を続けるのは、困難なことが多いであろうし、また社会的に見て妥当ではないこともありうる。破綻金融機関の経営陣であるから銀行持株会社の経営陣でいられるということであるとする、破綻金融機関の経営陣ではなくなった者がグループ会社の経営を続けることに対しては、株主からの反発もあろう。また、このような状態で経営を引き受ける者が容易に見つかるとも考えにくい。さらに、他の子会社は破綻金融機関と業務において密接不可分な関係に立つこともあり⁽³⁾、経営の一体性を制度的に維持しながら、統一的な方針の下に実質的な意味での銀行業を営むグループ全体（少なくとも密接な関連のある子会社を含めて）の破綻処理を行うことが望ましく、そのためには銀行持株会社も特別危機管理の対象とする方が望ましい、という考え方もありうる⁽⁴⁾。経営の一体性は、残存する銀行持株会社の経営陣が特別危機管理に服した金融機関の破綻処理の妨害となるような経営を行う場合に、特に危殆に瀕する。

③更生手続利用に対する評価

以上のような懸念を払拭するために更生手続を利用するというのが、適切なかどうかは議論の余地があろう。この点を措くとしても、あしぎんFGについては、資産超過ではあったが更生手続開始の原因（会社更生法17条1項）が認められたから更生手続を利用することができたものの、開始原因たる事実の存しない事案においては更生手続の利用もできないことになる。

④現行預金保険法に対する提言

以上のような考慮からは、銀行持株会社の子会社である金融機関に係る特別危機管理による株式の取得は、子会社である破綻金融機関ではなく銀行持株会社について行うという規律を設けるべきであり、ただし破綻金融機関以外の子会社の株式の処理については別途の考慮が必要

(3) 例えば、あしぎんシステム開発は、結局、新足利銀行の100%子会社に戻った。会社の性質上、足利銀行と離れては存続しえないものと思われる。

(4) 更生事件においては、複数の会社の間での事業の一体性を確保するために、中核会社の更生手続開始申立ての際に関連会社も同時に更生手続開始の申立てをすることが通例である。

であることになろう。即ち、監督権限の及ばない子会社まで実質的に特別危機管理の対象として、銀行持株会社の株主の地位を剥奪できるとする仕組みが望ましいのかどうかについては、今後のさらなる議論が必要であるように思われる。